

◆◆ 信濃町保育施設等利用調整基準について ◆◆

保育所等の利用調整は、提出された書類により「1.基本点数」と「2.調整点数」により世帯の点数を決定します。この「世帯の点数」が高い方より、入園を内定します。

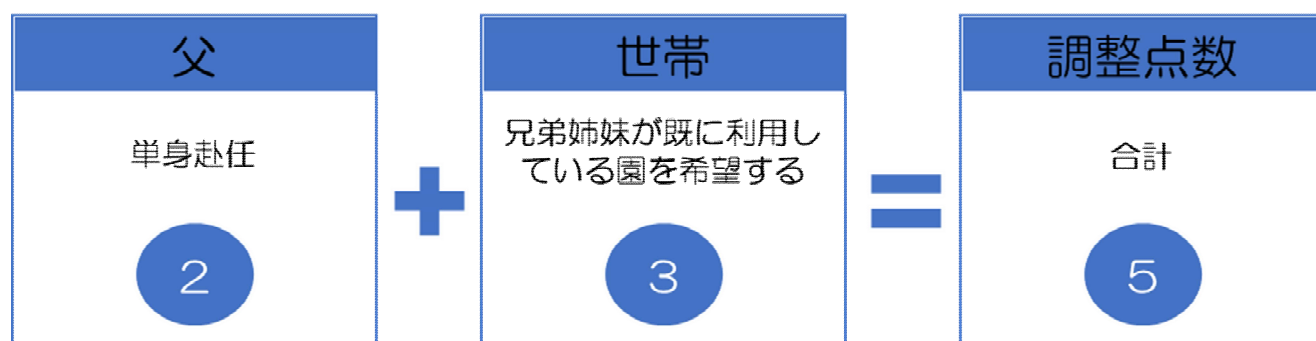
なお、「世帯の点数」が同点の場合は、「3.同点になった場合の優先項目」により順位付けを行います。

【世帯の指数の決まり方（例）】

① 基本点数



② 調整点数



③ 世帯の点数



信濃町保育施設等利用調整基準表

1.基本点数項目表

類型	保護者の状況		基本点		保育時間	
			父	母		
1	就労	会社等に雇用されている者 (事業主が親族の場合を除く)	月の就労時間が160時間以上	10	10	標準
			〃 140時間以上160時間未満	9	9	標準
			〃 120時間以上140時間未満	8	8	標準
			〃 100時間以上120時間未満	7	7	短
			〃 80時間以上100時間未満	6	6	短
			〃 60時間以上80時間未満	5	5	短
			〃 48時間以上60時間未満	4	4	短
		自営中心者 (事業主)	月の就労時間が160時間以上	9	9	標準
			〃 140時間以上160時間未満	8	8	標準
			〃 120時間以上140時間未満	7	7	標準
			〃 100時間以上120時間未満	6	6	短
			〃 80時間以上100時間未満	5	5	短
			〃 60時間以上80時間未満	4	4	短
			〃 48時間以上60時間未満	3	3	短
就労先が内定	就労内容で判定	3~10	3~10	短・標準		
2	妊娠・出産	出産日又は出産予定日の前後8週間	9		短・標準	
3	保護者の 疾病・障 害	入院(1か月以上)	10		標準	
		自宅療養	常時臥床	10		標準
			週1回以上の通院を伴う1か月以上の療養	7		標準
			その他乳幼児保育不可能と認められる療養	5		短
		心身障害	身体障害者手帳1級・2級 / 療育手帳A・B / 精神障害者保健福祉手帳1級・2級	10		標準
			身体障害者手帳3級 / 療育手帳C / 精神障害者保健福祉手帳3級	7		短
身体障害者手帳4級 以下所持	4			短		
4	親族の介 護・看護	在宅介護・看護	要介護5・4・3、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1級・2級又は同程度と判断される親族の介護・看護	10		標準
		上記以外の介護・看護を必要とする親族の介護・看護	5		短	
		入院付添	親族の入院付添に1ヶ月以上あたっている者	7		短
5	災害復旧	災害等の復旧	10		標準	
6	求職活動	求職活動中又は起業準備中	2		短	
7	就学	大学、専門学校、職業訓練校等に通学 ※就労(会社等に雇用されている者・自営中心者)の基本点を準用	4~10		短	
基準外	虐待やDV、またはそのおそれのある場合		基本点によらず、最優先とするもの		標準	
	死別・行方不明・拘禁などで保護者が不在の場合					
	児童福祉の観点から、町長が特に保育の必要性が高いと判断した場合					

- ① 保護者それぞれの状況について、点数付けを行います。
- ② 同一人に複数の項目に該当した場合、点数の高い項目で点数付けを行います。
- ③ ひとり親世帯等については、当該ひとり親等の基本点数と10点との合算を基本点数とします。
- ④ 利用調整時点において育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間等により判断します。

2.調整点数項目表

項目	内容	調整点	
1	ひとり親世帯	離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等	5
2	生活保護世帯	生活保護世帯	2
3	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	生計中心者の自己都合以外の失業・長期休業を理由に当人が、求職活動・新規就労をするために新規利用を希望する場合(失業・長期休業は、利用開始日の前1年以内の離職・長期休業に限る)	3
4	単身赴任・海外勤務	父母の1人が単身赴任または海外勤務で不在	2
5	子どもが障がい有する場	利用希望児童が障害にかかる手帳の交付を受けている場合	2
6	育児休業明け	育児休業終了により勤務に復帰する場合	2
7	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一施設の利用を希望する場合	兄弟姉妹がすでに利用している施設を希望する場合	3
		兄弟姉妹が同時に申込みをする場合	2
8	保育士	町内の保育施設で保育士、保育教諭として勤務している、又は勤務予定の場合	3
9	保育料の滞納	保育料の滞納がある場合	滞納月×-1

3.同点になった場合の優先項目

項	内容
1	基本点数項目表の点数の合計が高い世帯
2	調整点数項目表の項目1～3を合計した点数が高い世帯
3	基本点数項目表の類型間の優先段階(①～⑦の順) ①災害復旧 ②疾病、障がい ③就労 ④介護・看護 ⑤妊娠・出産 ⑥就学 ⑦求職活動
4	兄弟姉妹が既に入所している世帯
5	養育している子どもが多い世帯
6	利用調整基準日時時点で、信濃町に住民票のある世帯
7	保護者の町民税所得割課税額の合計額が低い世帯
8	申し込み時に保育料を滞納していない世帯